

(仮称)市民自治を考える懇話会会議録要約

- 日 時 平成 18 年 8 月 12 日 (土) 午前 10 時 ~ 12 時
- 場 所 市民活動支援センター2 階講堂
- 出席者 (委員) 21 名 (欠席 9 名)
(事務局) 7 名

会議内容

懇話会の設立趣旨

(事務局)

まず、この会の設立の趣旨、背景といった点について説明を行った。

平成 12 年 4 月の地方分権一括法が施行され、地方分権が本格化する中、「地域のことは地域が考え、地域で決める」という自己決定・自己責任に基づく地域経営を進めていくことが求められている。また、三位一体の改革をはじめとする国と地方の財政改革によって、受益と負担の関係が明確になることで、これまで以上に公共サービスの選択と決定が市民で議論できるようになってきた。こうした地方分権の進展に対応し、自己責任と自己決定に基づく自治体運営を進めていくために、市民自治の基本的なルールを定める必要がある。

市では、市民、市民団体、NPO 等が、防災・防犯をはじめ、福祉、環境、子育てなどさまざまな分野で活発に活動を展開し、公共サービスの担い手として、まちづくりへの取組みを自主的に始めている。

こうした状況の中、市民と行政の関係を見直し、地域の中でそれぞれが責任と役割を果たして、「新たな公共」を協働して創り上げていく仕組みやルールを定めることが重要となってきた。

また、パブリックコメント制度の導入、市民公益活動促進条例の制定、市民公益活動促進補助金の公募と市民委員による審査、各種委員会等の委員の公募制など、「協働」と「参画」によるまちづくりを進めるために、さまざまな施策や条例づくりに取り組んできた。

こうした既存の仕組みや制度を統一的に整理し、その根拠・拠り所を明確にすることが必要と考えている。

こうした背景を踏まえ、まちづくりの基本理念や市民自治の基本を定めた最高規範として位置付けられる自治基本条例の制定を検討するため、この懇話会を設置したところである。しかし、自治基本条例は、条例の制定そのものより、そこに至るまでの過程が大切であり、より多くの市民に参加していただき、議論することが重要であると考えている。

日頃、さまざまな活動を行っている中で、どのような課題・問題点があるのか。その課題や問題点を解決するためにどのような仕組みやルールが必要なのか。といった点について、さまざまな立場の方々が意見を出し合い、話し合っていたいただき、その上で、大阪狭山市にふさわし

い市民自治の基本的なルールとしての自治基本条例の必要性を共有できた段階で、懇話会としての基本的な考え方を提言として取りまとめていただければと考えている。

選考結果

（事務局）

今回、懇話会を設置するにあたり、市民の皆様から委員を公募することとし、広報おおさかさやま 6 月号や大阪狭山市ホームページなどにより募集を行い、12 名の方の応募をいただいた。募集人員は、特に定めていなかったが、公募いただいた方は、市に対する思いをお持ちの方ばかりであり、全員に委員をお願いすることとした。

また、応募していただいた方々の活動状況等を勘案し、できるだけ幅広い分野で活躍されている方々の意見や提案をいただくため、事務局でいくつかの市民団体に声をかけてさせていただき、懇話会にご参加いただくこととした。

議題 1 自己紹介

各委員より自己紹介を行った。

また、事務局より担当職員の紹介と、現在、懇話会へ参画する職員を公募していることを報告した。

議題 2 会議の進め方について

（事務局）

通常は、会議の名称や座長・副座長などについても、事前に決めておくのが通例であるが、この懇話会は設立の趣旨でも説明したとおり、参加していただいた方々で話し合っただけで決めていきたいと考えており、事務局としての案は用意していない。

議論のテーマや手法については、アドバイザーをお願いしている久先生、上田先生のご意見を伺いながら、市民の皆様に主体的に考えていただこうと考えている。

会議の公開・非公開については、基本的には公開と考えている。

議事録の作成については、後ほど皆様のご意見をお聞きしたいが、これから、議論を重ね、提言書をまとめていくという作業が控えており、その前提となる懇話会での議論の内容を議事録としてまとめていただくことも考え方を整理するという意味で重要であると考えている。

今後の会議の開催日程については、毎回委員の皆様のスケジュールを確認の上調整するのは難しいため、事前に、例えば月に一度、第 3 の火曜日、土曜日、日曜日など曜日や時間を決めて開催できればと考えている。

（委員の意見）

(1) 会議の名称

- 会議を進める中で自然に決まっていくものとする。2、3回は（仮称）をつけたままでいいのではないかな。
- 大阪狭山市民が大阪狭山市の市民自治を考えるのだから、「大阪狭山市」は不要だ。
- 広報に懇話会の記事を掲載する際には、（仮称）は取ることにしてはどうか。

(2) 議論のテーマや手法

- 自治基本条例の基本的な理念、考え方が分からない。全国的な展開についても知りたい。
- どこかの段階で専門家として情報提供をしなければならないと考えている。
- 市民自治を考えることがテーマであり、それぞれの現状を語り合い、どんな問題があるのかを知りたい。問題がないのであれば、自治基本条例は必要ないということになる。問題がたくさんあるなら、どんな自治基本条例がどんなものなのか、学識経験者の話を聞けばよい。最初は、フリートーキングでいいのではないかな。
- 少なくとも、1、2回は各自の思いとか課題を出してもらえばいい。
- 市民同士の自治、市民と行政の関係、自治を考える上で大事なポイントで、それを頭に入れながら議論すれば大きくずれることはない。
- 何回くらいの開催を想定しているのか。全体の回数を想定しないと、議論もしにくい。
- 小グループに分かれて、大阪狭山市の市民自治の現状と課題について議論してみてもどうか。そうすることで、集中的にやるべきテーマが見えてくると思う。

(3) 座長、副座長の選出

- 最後に、座長を決めた例もある。
- 座長、副座長は、当面定めずに、会議を開催する中で、全員の総意としておのずと決まってくる方がよい。
- これまでの審議会は、学識経験者が2人いれば、座長、副座長になるのがパターンだった。今回、座長が学識経験者であれば、副座長は市民になるのがよいと考えていた。
- 進行役は市民から選んで、学識経験者からはアドバイスをもらうのがよい。
- 座長と進行役は、区別して考えるべき。進行役は、委員が持ち回りで担当する。2人くらいでチームを組んで進行すればよい。
- 提言をまとめていくためには、学識経験者に座長になってもらって会議を引っ張ってもらおう方がよいのではないかな。
- 提言をまとめる際には、数名で起草委員会を設置する方法もある。

(4) 会議の公開・非公開

- 市民自治を考える懇話会が非公開はありえない。
- 傍聴者の意見や感想については、当面、書面を出してもらうこととすることでよいか。
(アンケートなど)

(5) 議事録の作成

- 議事録の作成も、持ち回りで行うケースがある。
- 要点筆記で、A4用紙1枚程度でよい。
- 勉強する意味で、持ち回りでやってもよい。
- 議事録の作成は、会議の進行役に比べて負荷がかかりすぎるので、事務局が作成し、委員の承認を得る形を取る方がよいのではないか。

(6) 会議の開催日程

- 定例化するか。毎回調整するのか。また、頻度はどうするか。
- 女性も多いので、平日の昼がよい。
- 勤めている人は、平日の昼は無理。
- 平日の夜、曜日も決めておく方がよい。
- 月2回でないと、間に合わないのではないか。

意見のまとめ

(1) 会議の名称

- 当面は、仮称とし、「大阪狭山市」は取る。
- 広報に掲載する際には、(仮称)は取ることにする。

(2) 議論のテーマや手法

- 市民自治の現状と課題について、1、2回は8人くらいの小グループに分かれて自由に話し合う。

(3) 座長、副座長の選出

- 当面は、座長、副座長を定めない。

(4) 会議の公開・非公開

- 会議は、基本的に公開とし、ホームページにより周知する。
- 傍聴者の意見や感想については、当面、書面を出してもらうこととする。(アンケートなど)

(5) 議事録の作成

- 事務局で作成し、委員のチェックを受けた上で、ホームページで公開する。

(6) 会議の開催日程

- 平日の夜を基本とし、2ヵ月くらい先まで(3回先まで)の日程照会を事務局で早急に

行う。

- 会議のスケジュールは、しばらく月1回の開催とする。

その他

(1) 会議のメンバーの追加

- 新たなメンバーの追加はあるのか。また、誰が懇話会への参加を承認するのか。
- 懇話会のメンバーが承認すればよい。

(2) 公募による市職員の参加

- 市職員が参加する役割は二つある。一つは、市民の議論を生で聞いて、市民の思いを受け止めるとともに、協働の現場で役立てること。もう一つは、正確な情報、行政側の思いや実際に取り組んでいることを伝える役割がある。

(3) 次回の進行役の決定

- 次回の進行役2名を決定。